

～住み慣れた地域でいつまでも暮らしたい～

介護保険 **地域密着型** サービス

「地域密着型サービス」をご存じですか？

地域密着型サービスは要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を続けることを目的とした介護サービスです。

- 長岡市の地域密着型サービスを利用できる方は、**要支援・要介護の認定を受けた長岡市民のみの利用**となります。
- 利用者と施設職員がなじみの関係が築けるように**小規模なサービス**となっています。

介護保険サービスの種類

地域密着型サービス

同じ市区町村に住む高齢者に提供されるサービス



居宅サービス

現在の家に住みながら受けられるサービス



施設サービス

施設に入所した人に提供されるサービス



長岡市の介護保険制度等については、**こちらからご確認ください。** ▶



介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援します。

介護保険法第4条に、国民の努力及び義務として要介護状態となることを予防するため、健康増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、その有する能力の維持向上に努めるよう定められています。

単に介護を要する高齢者の身の周りの世話をするというを超えて、**高齢者の自立を支援**するよう、長岡市では、**介護予防事業や地域包括ケアの推進**などに取り組んでいます。

地域密着型サービスの種類

訪問サービス

訪問する

通所サービス

通う

施設サービス

住み替え

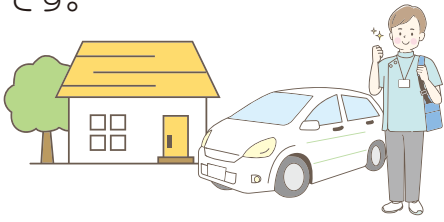
複合サービス

通う・泊まる・訪問する

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 (要介護1~5の方)

訪問
サービス

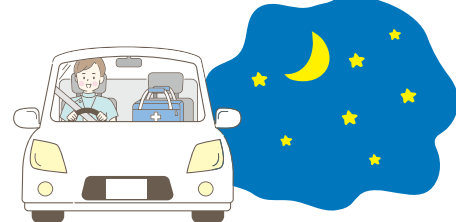
日中・夜間を通じて、定期的に巡回する訪問介護と緊急時の訪問介護、看護師等による訪問看護が一体となったサービスです。



夜間対応型訪問介護 (要介護1~5の方)

訪問
サービス

夜間(午後10時~午前6時)に定期的に巡回する訪問介護と随時の訪問介護を受けることができるサービスです。



地域密着型通所介護 (要介護1~5の方)

通所
サービス

利用定員18人以下の通所介護で、デイサービスセンターに通い、食事・入浴・機能訓練などの日常生活の介助を受けるサービスです。



(介護予防)

認知症対応型通所介護 (要支援1・2、要介護1~5の方)

通所
サービス

認知症を対象とした利用者12人以下の通所介護サービスです。日常生活の介助のほか、認知症状に配慮したサービスを受けられます。

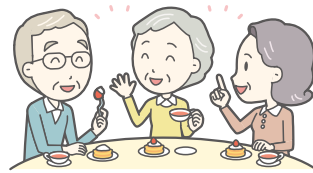


(介護予防)

認知症対応型共同生活介護 (要支援2、要介護1~5の方)

施設
サービス

認知症の人が日常生活の介助を受けながら、家庭的な雰囲気の中、9人以下の共同生活を送ります。一般的にはグループホームと呼ばれています。



地域密着型特定施設 入居者生活介護 (要介護1~5の方)

施設
サービス

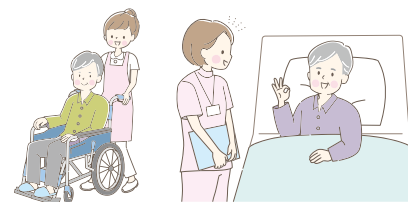
定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等に入所し、見守りや食事、身の回りの世話などの生活介護が受けられるサービスです。



地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護 (原則要介護3~5の方)

施設
サービス

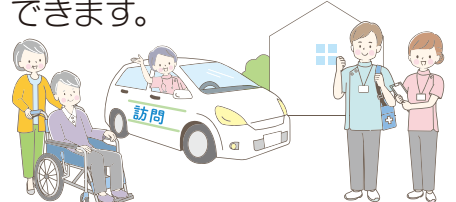
常に介護が必要になり、自宅での生活が困難な人が、定員29人以下の特別養護老人ホームに入所し、介護を受けながら生活できるサービスです。



(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (要支援1・2、要介護1~5の方)

複合
サービス

1つの事業所で「通い」「泊まり」「訪問」を柔軟に利用でき、顔なじみの職員から24時間365日の在宅生活を支える様々なサービスを受けることができます。



看護小規模多機能型 居宅介護 (要介護1~5の方)

複合
サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによる、介護と看護が一体となったサービスです。

